

(仮称)寒川町ストリートスポーツパーク整備及び(仮称)相模川一之宮公園整備事業に係る民間事業者選定支援業務委託について、次のとおり公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告します。

令和7年6月5日

寒川町長 木村俊雄

記

1 業務概要

(1) 業務名

(仮称)寒川町ストリートスポーツパーク整備及び(仮称)相模川一之宮公園整備事業に係る民間事業者選定支援業務委託

(2) 業務内容

業務内容は別紙「(仮称)寒川町ストリートスポーツパーク整備及び(仮称)相模川一之宮公園整備事業に係る民間事業者選定支援業務委託仕様書」のとおり。

(3) 履行期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

2 参加資格要件

参加することができる者は、参加申請書の提出日現在において、令和7年度の寒川町入札参加資格登録されている者とし、次に掲げる要件全てに該当し、業務を安定的かつ円滑に実施できる者とする

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号の規定に該当しないこと。
- (2) 破産法(平成16年法律第75号)に基づく、破産手続開始の申し立てがなされていないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申し立てがなされていないこと。
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申し立てがなされていないこと。
- (5) 2年以内に、手形交換所の取引停止処分を受けている者でないこと。ただし、

- 会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定後、改めて寒川町の競争入札参加資格の再認定を受けている場合は除く。
- (6) 6箇月以内に、不渡手形又は不渡小切手を出している者でないこと。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定後、改めて寒川町の競争入札参加資格の再認定を受けている場合は除く。
- (7) 寒川町暴力団等排除条例（平成 23 年寒川町条例第 11 号）第 2 条第 1 号から第 5 号に規定する要件に該当する者でないこと。なお、契約締結後に該当することが判明した場合は当該契約を解除する。
- (8) 申請主体の現在の主たる事業所が所在する市区町村において、直近の国税（法人税及び消費税）、市町村民税（法人市町村民税、固定資産税）に未納の税額がないこと。
- (9) 他自治体で直近 5 年以内に同種及び類似業務（PPP/PFI を用いた官民連携の事業手法に関する外部アドバイザー業務）に関する契約実績を有すること。
- (10) 共同企業体の場合には、構成員全員が上記（1）～（8）までの全てを満たすこと。
- (11) 上記（8）及び（9）については、契約時に書類を提出すること。
- (12) 次の条件を満たす管理技術者、照査技術者、主たる担当技術者を配置すること。
- なお、各技術者は提案者と正規雇用関係にあること。
- イ) 管理技術者、照査技術者、主たる担当技術者は、技術士（総合技術監理部門（建設―都市及び地方計画）又は建設部門（都市及び地方計画））を有する者とする。
- ロ) 管理技術者と照査技術者の兼務は不可とする。
- ハ) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）による一級建築士を配置できること。

3 その他

その他手続きや審査に関する詳細については、「プロポーザル実施要領」と「事業者選定基準」による。

【問い合わせ先】

〒253-0196 神奈川県高座郡寒川町宮山 165 番地

寒川町町民部スポーツ課

電話 0467-74-1111

Mail sports@town.samukawa.kanagawa.jp